

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正  
について（答申案）

平成28年2月2日付け大第857号で諮問を受けた、千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱（以下、「要綱」）の改正について、検討を行った。

千葉県では、23年度に策定した「今後の窒素酸化物対策の方針について」に基づき施策を行っているが、二酸化窒素に係る千葉県環境目標値の早期達成に向けては、今後もこれまでと同水準の指導を行う必要がある。

このたび、電気事業法の改正により発電事業に関する区分の変更が行われるが、これに合わせて要綱の基準適用対象を改正することについては、新たに設置される施設への指導を同水準で継続するものであり、適当と考えられる。

また、その他の改正についても適当である。

については、改正案のとおりとすることが妥当である。